中種子町告示第126号

公　示　送　達　書

令和8年10月30日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長　田渕川　寿広
（税務課扱い）

書類の送達を受けるべき者	松村　誠一
住所	〒890-0014 鹿児島県鹿児島市草牟田1丁目19番53号
送達する書類名	令和8年度　軽自動車税全期督促状　1通

（注意）　地方税法第２０条の２第３項の規定により、この掲示した日から起算して７日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

中種子町告示第126号

公　示　送　達　書

令和8年10月30日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長　田渕川　寿広
（税務課扱い）

書類の送達を受けるべき者	谷口　駿
住所	〒891-3607 鹿児島県熊毛郡中種子町田島2147番地
送達する書類名	令和8年度　国民健康保険税3期督促状　1通

（注意）　地方税法第２０条の２第３項の規定により、この掲示した日から起算して７日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

中種子町告示第126号

公　示　送　達　書

令和8年10月30日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長　田渕川　寿広
（税務課扱い）

書類の送達を受けるべき者	中島　俊一
住　所	〒891-3604 鹿児島県熊毛郡中種子町野間17000番地中種子宿舎G棟203号
送達する書類名	令和8年度　国民健康保険税3期督促状　1通

（注意）　地方税法第２０条の２第３項の規定により、この掲示した日から起算して７日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。